

みなかみ町ケアマネジメントに関する基本方針

令和3年2月

みなかみ町では、介護保険の基本理念に基づき、ケアマネジメントの基本方針を作成し、町と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員とで共有すると共に、ケアマネジメントの質を向上させることで、介護保険事業のよりよい運営を図りたいと考えます。

1. 指定居宅介護支援に関する基本方針

- 1, 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
- 2, 心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3, 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等を特定の種類及び特定の事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- 4, 事業の運営にあたっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者※1等との連携に努める。
- 5, 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われると共に医療サービスとの連携に十分配慮して行う。
- 6, 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(第51条の17第1項第1号)

2, 指定介護予防支援に関する基本方針

- 1, 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことの出来るように配慮し、総合的に支援することによって生活の質の向上を目指す。
- 2, 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3, 多くの職類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付対象外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用し、利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援する。
- 4, 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者による主体的な取組を支援する。又常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 5, 事業の運営にあたっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者※1等との連携に努める。
- 6, 利用者の介護予防に資するように行われると共に医療サービスとの連携に十分配慮して行う。
- 7, 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(第51条の17第1項第1号)